

平成28年9月1日

くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

エムエイチアイオーシャニクス株式会社 (所在地：長崎市 業種：製造業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成28年7月22日に「エムエイチアイオーシャニクス株式会社」（代表取締役 吉岡 伸治）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



エムエイチアイオーシャニクス株式会社

常務取締役
田中 様

代表取締役
吉岡 様

大庭 雇用環境・均等室長

大塚 長崎労働局長

エムエイチアイオーシャニクス株式会社の取組の概要

認定企業（エムエイチアイオーシャニクス株式会社）の概要

所在地 長崎市
労働者数 182人（男性161人、女性21人）
事業内容 製造業

行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成26年6月1日～平成28年5月31日）

- 1 所定外労働時間の削減
- 2 年次有給休暇取得の促進

企業からの一言

行動計画策定に当たって工夫した点

- 1 所定外労働時間の削減

社員（契約社員を含む）の採用増及び派遣社員増の施策へ経営方針を変更し、平成26年度に36協定の内容を見直した（45時間/月・残業へ3ヶ月連続禁止条項を追記）。

時間外労働時間（予想）調査を実施して各グループの年、月及び個人平均を算出し、業務と残業関連を事前予想する仕組みとした結果、業務の効率化が図られた。

- 2 年次有給休暇取得の推進

・啓蒙活動として7月の連休時に休暇とバケーション休暇の取得推進を社長信（社長からのメール）として全員に配信した。

・各グループの重点目標管理項目とし、毎月の経営推進会議にて状況報告と対策を説明する仕組みを継続している。

行動計画策定・実施の効果

- ・残業時間全体平均0.8時間削減を達成した月があった。
- ・各種休暇を組み合わせて連休を取得する社員が増えてきている。

子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子の皮膚病のため、4月から7月の間で計3日間の看護休暇を取得しました。

上司に休暇取得を申し出た際、快く承諾いただいた上、その後も皮膚病の経過について気にかけて下さいました。同僚も理解し、協力してくれました。子どもがまだ幼いので風邪や発熱など体調を崩しやすいという不安を抱える中、周囲の理解があるのは大変心強く思います。

休暇を取りやすい職場環境であることに加え、会社にフレックスタイム制度や介護・育児のための休業・勤務制度が設けられているので、子を育てている社員や家族を介護している社員も安心して働ける職場であると感じています。

子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

私も3人の子どもの親であり、下の子は双子で3歳から小学校の低学年くらいまで小児喘息で特に冬場になると風邪から喘息の発作をおこし昼夜問わず病院通いの日々でした。その頃は男親が子育てをやるという職場環境ではなかったため、妻に大きな負担をかけてしまいました。

私のようなことがないよう今後も小さな子どもを持つ男性従業員が積極的に子育てに参加できる職場環境作りを推進し応援していきたいと思っております。

*一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

*次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

*次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

*くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用環境・均等室 電話095(801)0050

